学　会　功　労　賞　規　程

Ref.No.B006A

第1条　本会に学会功労賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして日本分析化学会及び分析化学の発展に多大な貢献をなした者で、受賞の年の１月１日現在、30 年間以上引き続き本会会員であり、満 55 歳以上の者にこれを贈呈する。但し、学会賞受賞者及び技術功績賞受賞者は、受賞できない。又、同一年度の学会賞及び技術功績賞の受賞候補者となることはできない。

第2条　本賞の贈呈は、毎年５件以内とする。

第3条　本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。

第4条　会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」７号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。

第5条　支部長は、各支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。

第6条　会員は、その所属する支部推薦委員会に 10 月末日までに候補者を推薦することができる。

第7条　候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。

第8条　支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、３件以内を順位を付けず、１月末日までに会長に推薦する。
この推薦に当たっては、a) 推薦書［所定の用紙］、b) 推薦理由書［A4 判用紙を縦（1 行 45 字×40 行）に使用し、本文及び業績リスト（主要論文など５件以内）を合わせて３頁以内で作成すること］、c) 被推薦者履歴書［所定の用紙］、d) 説明資料［特に重要な報告の別刷など審査の参考となる資料］を提出する。

第9条　本賞候補者の選考は、学会賞・学会功労賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。

第10条　審査の方法は、別途定める賞審査規程による。

第11条　審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めた者５件以内を選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を５月末日までに会長に報告する。

第12条　会長は、本賞候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

第13条　本規程は、1999 年２月 19 日より施行する。本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。

1999 年 12 月 17 日、2001 年 6 月 15 日、2020 年８月 20 日、2021 年８月 10 日一部改正
2026 年７月８日Ａ改定（賞審査委員選出規程制定に伴う改定）

社団法人日本分析化学会　学 会 功 労 賞 制 定 趣 意 書

本会は、創立１０周年記念事業として学会賞及び有功賞を、創立２０周年記念事業として奨励賞を、又、３５周年記念事業として技術功績賞を、それぞれ制定致しました。これらの賞は、個人の独創的学術業績、分析技術に関わる貢献あるいは多年にわたる貢献を称えるものであり、多くの会員がその誉れを受けておられます。

近年、日本の先端科学・技術を支える分析化学・分析技術の重要性はとみに高まっております。環境・安全、品質・生産管理、資源・エネルギー、医療、バイオテクノロジー等の社会的関連の深い問題の解決には、まず質の高い化学情報が必要とされるからです。本会は、学会活動を通じて、これらの社会的要請にこたえ、大きな役割を果たしてまいりました。

この度、創立５０周年を迎えるにあたり，学会に課せられた使命を改めて認識し，これら学会活動に先導的役割を果たされた会員を表彰するため，学会賞等と並んで学会功労賞を制定することと致しました。この賞は，日本分析化学会及び分析化学の発展において、著しい功績のあった個人を対象にするものであります。又、この賞は、学会賞及び技術功績賞受賞者は対象とせず、逆に、この賞の受賞者も両賞の対象とはしないことと致しました。

上述の趣旨を御理解のうえ、会員の皆様の御支援をお願い致します。

【参考】　本賞の対象となる業績は，多々あると考えられますが，次のようなものが例として挙げられます。

⑴ 本会の発展に対する功績
⑵ 分析化学の教育における功績
⑶ 分析化学の国際交流における功績
⑷ 本会の本部・支部の役員としての功績
⑸ 本会の各種委員会・研究懇談会における功績
⑹ 本会の本部・支部事業等における功績
⑺ その他分析化学による社会的功績

〈1999 年 2 月 19 日理事会承認，1999 年 12 月 17 日、2001 年 6 月 15 日、2002 年 9 月 13 日　一部改正〉